



2025 年度
全日本ミッドアマチュアゴルフフェーズ選手権
東日本 A 地区予選

1. 開催コース：よみうりゴルフ倶楽部

〒206-0812 東京都稲城市矢野口 3376-1

TEL : 044-966-1326 / FAX : 044-955-9114

2. 指定練習日： ※6月と7月はプレー料金がとなります。

2025年6月26日(木)・6月30日(月) 23,310円

7月2日(水)・7月3日(木) 20,010円

各日、組数に限りがございます。定員の場合はご了承ください。 ※前々日までに要予約

3. プレーフィ等： 20,010円 (消費税込・利用税込・昼食別) 練習ボール 220円

※プレー日当日に、70歳以上の参加者はゴルフ場利用税1,200円が

免税となります。当日、生年月日をご確認できるものをご提示ください。

4. プレースタイル：リモコン式 乗用カートによる キャディ付プレー

5. 使用ティーマーカー、距離表

●バックティー(青)

●ベントグリーン

●【ヤードージ】

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	557	175	390	354	452	186	517	449	415	3495
Par	5	3	4	4	4	3	5	4	4	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	Total
347	521	128	430	540	383	207	390	390	3336	6831
4	5	3	4	5	4	3	4	4	36	72

※YARDAGE は、コースコンディションにより変更される場合があります。

6. クラブハウス 6:40開場 7:00 受付開始

レストラン 受付開始後ご利用いただけます。

練習場 70ヤード 12打席

※練習場の受付にてロッカーホルダーをご提示でご利用いただけます。

7. キャディーバックの制限

セルフバックのコース使用は禁止をしております

カートへの積載位置指定不可

8. ゴルフシューズの制限

メタルスパイク禁止

9. ドレスコード 詳細はよみうりゴルフ倶楽部 HP をご確認ください

10. クラブバス なし

11. その他 当日はスタート時間40分前までに受付をお願いいたします

公式HPQRコード





全日本ミッドアマチュアゴルフ選手権
東日本A地区予選

開催日：7月7日（月）

開催コース：よみうりゴルフ倶楽部

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルール、競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に記載されるので、必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルール、競技の条件の違反の罰は、「一般の罰（2罰打）」となる。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則 18.2）

アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

2. ペナルティーエリア（規則 17）

(a) 片側だけ定められているペナルティーエリアは無限に及ぶ。

(b) ペナルティーエリアが境界に隣接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界まで及び、その境界と一致する。

(c) ペナルティーエリアの縁がコースの境界（アウトオブバウンズ）と一致する地点をプレーヤーの球が最後に横切ってからそのペナルティーエリアの中で見つかるか、そのペナルティーエリアの中に止まったことが分かっている、または事実上確実な場合、ローカルルールひな型 B-2.1 に基づいて反対側の救済を受けることができる。

3. 異常なコース状態（動かせない障害物を含む）（規則 16）

(a) 修理地

(1) 白線で囲まれ青杭で表示してある区域。

(2) 張り芝の継ぎ目；ローカルルールひな型 F-7 を適用する。

(3) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーデージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則 16.1 に基づく救済を受ける事ができる。ヤーデージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ生涯となる場合、障害は存在しない。

(b) 動かせない障害物

(1) 白線の区域と動かせない障害物がつながられている場合、ひとつの異常なコース状態として扱われる。

(2) 動かせない障害物で囲まれている庭園区域とその中で生長しているすべてのものは、ひとつの異常なコース状態として扱われる。

(3) 電磁誘導カート用の 2 本及び 3 本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、規則 16.1a に基づき罰なしの救済を受けなければならない。

(4) U字排水溝はジェネラルエリアの一部として取り扱われ、ペナルティーエリアではない（例外：ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の U 字排水溝）。

(5) 人工の表面を持つ道路に隣接している U 字排水溝はその道路の一部として扱う。

修理地又は動かせない障害物のためのドロップゾーン

① 1 番ホールの黄色線範囲内のカート道路上に球がある場合（みつからない球がその範囲に止まったことが分かっている、または事実上確実である場合を含む）、プレーヤーは次の事が出来る。

・規則 16.1 に基づいて罰なしの救済を受ける。または、

・追加の選択肢として、元の球か別の球を白線で示したドロップゾーンにドロップすることによって罰なしの救済を受ける。このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

② 1 2 番ホールのグリーン奥は防球フェンスを含めて修理地とする。プレーヤーの球がこの修理地の中にあるか触れている場合、もしくはプレーヤーのスタンスまたは意図するスイングの妨げとなる場合（みつからない球がその修理地にあることが分かっている、または事実上確実である場合を含む）、プレーヤーにはつぎの選択肢がある：

・そのプレーヤーは規則 16.1 に基づいて救済を受けることができる。

・追加の選択肢として、そのプレーヤーは元の球を白線で示したドロップゾーンにドロップすることによって罰無しの救済を受けることができる。このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

4. 不可分な物

次のものは不可分な物であり、罰なしの救済は認められない：

- (a) 所定の場所にあるバンカーライナー
- (b) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物、その他の物
- (c) ペナルティーエリアにある人工的な護岸やパイリング（枕木等の構築物）。

5. パッティンググリーン（目的外グリーンのフリンジからのプレーを禁止する）

球が目的外グリーン上に止まる、あるいはその目的外グリーンがプレーヤーのスタンスや意図するスイング区域の障害となることでプレーヤーが規則 13.1 f に基づいて救済を受けなければならない時

- ・ この救済を受けるために使う救済エリアを見つけると、目的外グリーンにはそのパッティンググリーンの縁から 1 クラブレングス以内の区域を含むと定められる。
- ・ そのことは、完全な救済のニアレストポイントはその目的外グリーンに加えて、その区域からの障害も避けなければならないことを意味する。

6. クラブと球の規格

(a) 適合ドライバヘッドリスト：ローカルルールひな形 G-1 を適用する。：

このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格

(b) 適合球リスト：ローカルルールひな形 G-3 を適用する。

(c) ストロークを行うとき、プレーヤーはパターを除き 4 6 インチの長さを超えるクラブを使ってはならない：ローカルルールひな形 G-10 を適用する。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格

7. ゴルフシューズ

ラウンド中、プレーヤーは下記の特徴を持つシューズを履いてはならない：

伝統的なスパイクすなわち、地面を深く貫くようにデザインされた 1 つあるいは複数の鋳を有するスパイク（メタル製、セラミック製、プラスチック製、その他の材質かは問わない）。このローカルルールの違反に対する罰：規則 4.3 参照

8. プレーの中断（規則 5.7）

次の信号がプレーの中断と再開に使われる：

差し迫った危険のための即時中断 — 1 回の長いサイレン、自動走行ランプ消灯

危険な状況ではない中断 — 1 回の長いサイレン、自動走行ランプ消灯

プレーの再開 — 乗用カート自動走行ランプが点灯

注：危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となることがある。

9. 練習（規則 5）

(a) ラウンド前と、ラウンドとラウンドの間の練習（規則 5.2）

規則 5.2 b は次の通り修正する。

プレーヤーはラウンド前やラウンドとラウンドの間に競技コースで練習してはならない。ただし、指定練習区域を除く。

(b) ホールとホールの中の練習（規則 5.5 b）

規則 5.5 b を次の通り修正する。：

2 つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。
- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

10. 移動

正規のラウンド中のプレーヤー及び用具の移動は、全組とも 1 台のリモコン式乗用カートを共用して行うものとする。

11. キャディー

プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。このローカルルールの違反の罰：プレーヤーは委員会によって指定された者以外のキャディーに支援してもらったその各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールの中で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは各競技の「競技規定」で定められている参加資格の条件を満たしていなければならない。

2. スコアカードの提出（規則 3.3 b）

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアからでた時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならず、そしてすぐに戻らなければならない。

3. タイの決定

タイの決定方法はかく競技の競技規定に定められるか、委員会により会場で公表される。

4. 競技の結果－競技の終了

競技の結果は最終成績表が競技会場の公式掲示板に掲載されたときに最終となる。

5. 競技の成立

本協議の競技者全員が規定のラウンドをホールアウトできなかった場合委員会は競技成立について別途協議するものとする。

6. 委員会の裁定

委員会はローカルルールを修正する権限を有し、すべてに事柄について、この委員会の裁定は最終である。

距離表

【ミッド】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	
557	175	390	354	452	186	517	449	415	3495
5	3	4	4	4	3	5	4	4	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18		Total
347	521	128	430	540	383	207	390	390	3336	6831
4	5	3	4	5	4	3	4	4	36	72

注意事項

1. ローカルルール7項において規制されるシューズ以外でもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
3. 競技委員会はすべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。
4. コース内での携帯電話の通話は緊急時以外（カートの故障・ケガ等）禁止する。※コース内では必ず電源を OFF にすること。 ※重大なエチケット違反と判断される場合は、競技失格となることがある。
5. 組合せスタート時間は別紙のとおりとする。欠席者があった場合は、組合せ及びスタート時間を変更する場合がある。欠席する場合は、必ずコース(TEL：044-966-1326)に連絡すること。
6. プレーの進行は、ハーフラウンド2時間15分以内とすること。先行組との間隔を不当にあげないように注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合はペナルティを課す。（トラブルがあつて遅れた場合はその組全員でその遅れを取り戻すよう努力をする義務があります）
7. ラウンド中、ギャラリー等との接触においてアドバイスとみなされる行為があった場合は、ペナルティを課すので注意すること。
8. 使用ティーマーカーは 青色（バックティー）とする。
9. 練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人**1コイン（24球）**を限度とする。
10. 溝とパンチマークの規格

本競技は 2010 年 1 月 1 日施行の『溝とパンチマークの規格に適合するクラブの使用を求める競技の条件』を適用しません。※但し、本競技に付与された JGA 等他団体主催競技のシード権を行使する場合、本項目の条件が適用される場合があります。詳細は主催団体に各自ご確認下さい。

競技委員長 宇野 義大